

中国税務及び 投資情報

国外クロスボーダー人民元建て 直接投資の簡便化

背景

2009年に上海市及び広東省四都市において、クロスボーダー貿易の人民元決済業務の試行が始まり、2010年に試行地区は広東省全省及びその他の10省、自治区及び直轄市まで拡大されました。国外に人民元建ての収益を留保し始める国外の企業が多くなってきていることから、クロスボーダー人民元建て直接投資へのニーズが一段と増してきています。

外資の更なる活用に関する若干意見を定めた国発[2010]9号文の一般原則に基づき、商務部は商資函[2011]72号文を公布し、国外の投資者が合法的なルートで取得した人民元による中国への投資が可能となりました。これに続き、商務部は2011年10月に商資函[2011]889号文を公布し、国外の投資者のクロスボーダー人民元建て直接投資(以下、「クロスボーダー人民元建て直接投資」)を具体的に規定しました。

クロスボーダー人民元直接投資を促進するため、国家外貨管理局及び中国人民銀行は一連の法規を公布し、関連する外貨管理規定を規範化かつ簡素化しました。

今回の『中国税務及び投資情報』では、クロスボーダー人民元建て直接投資に関する法規の発展について纏め、注目すべき重要な内容を考察します。



法規の発展

2010年以来、多数の政府機構がクロスボーダー人民元建て直接投資に関する様々な法規を公布しており、その中でも重要な法規は以下の通りとなっています。

公布日	公布機関	法規番号	該当する主要事項
2010年4月6日	国务院	国発[2010]9号	外資利用業務をより適切に遂行するための若干意見
2011年3月3日	商務部	商資函[2011]72号	国外投資者がクロスボーダー人民元の投資が認められるが、商務部により個別案件の承認が必要となる。
2011年4月7日	国家外貨管理局	匯綜発[2011]38号 (38号文)	クロスボーダー人民元外商直接投資に関する作業ガイドライン(詳細については『中国税務及び投資速報』第2011019期をご参考ください)
2011年6月3日	中国人民銀行	銀発[2011]145号 (145号文)	個別案件試行段階における外商直接投資人民元決済業務の若干事項の明確化(詳細については『中国税務及び投資速報』第2011019期をご参考ください)
2011年10月12日	商務部	商資函[2011]889号 (889号)	クロスボーダー人民元建て直接投資に関する問題(詳細については『中国税務及び投資速報』第2011028期をご参考ください)
2011年10月13日	商務部	中国人民銀行公告 [2011]23号(23号公告)	外商直接投資に係る人民元決済業務管理弁法(詳細については『中国税務及び投資速報』第2011028期をご参考ください)
2011年11月23日	国家外貨管理局	匯資函[2011]20号 (20号文)	直接投資外貨管理関連問題の更なる簡素化(詳細については『中国税務及び投資速報』第2012003期をご参考ください)
2012年3月15日	国家外貨管理局	匯綜発[2012]19号 (19号文)	2012年度クロスボーダー人民元出資外商投資企業の外貨年検の実施に関する問題(詳細については『中国税務及び投資速報』第2012016期をご参考ください)
2012年5月7日	商務部	商資函[2012]269号 (269号文)	クロスボーダー人民元出資ベンチャーキャピタル企業の登記管理の整備(詳細については『中国税務及び投資速報』第2012017期をご参考ください)
2012年6月14日	商務部	銀発[2012]165号 (165号文)	外資直接投資人民元決済業務操作細則(詳細については『中国税務及び投資速報』第2012026期をご参考ください)

クロスボーダー人民元建て直接投資の範囲

「クロスボーダー人民元建て直接投資」は国外の投資者(香港、マカオ及び台湾の投資者を含む)が合法的に取得した人民元で中国において直接投資活動を行うことを指します。

クロスボーダー人民元建て直接投資の若干の規定は、人民元で中国企業と共同で資源の採掘、開発および探査、並びに中国国内における工事の請負等の生産経営活動に従事する国外の投資者にも適用されます。

合法的な国外人民元の出所

889号文によると、国外で合法的に取得された人民元とは下記を指します。

- ▶ 国外の投資者がクロスボーダー貿易人民元決済により取得した人民元、及び中国国内で合法的に取得し国外に送金した人民元配当及び株式譲渡、減資、清算、投資先行回収により取得した人民元;
- ▶ 国外の投資者が国外で合法的なルートにより取得した人民元で、国外発行の人民元債券または株式等の方式により取得した人民元を含むが、これらに限らない。

• 国外の投資者が中国国内で取得し、国外に送金していない人民元の配当金、並びに株式譲渡、減資、清算および投資の先行回収により取得した人民元を利用し、直接投資を行う場合には、現行の外商投資法規及び関連規定により処理されます。

クロスボーダー人民元建て直接投資に対する管理

国内投資活動の禁止・制限項目

クロスボーダー人民元建て直接投資は次に説明する状況を除き、中国国内において直接または間接に有価証券または金融デリバティブ商品への投資及び委託貸付に用いてはいけません。

国外の投資者は国外で合法的に取得した人民元を使用して、国内上場会社の株式の第三者割当てによる発行および協議持株譲渡に関与することができます。但し、当該活動には商務部の審査が必要となり、国外の戦略投資者の素質に対する要求が比較的高く、三年間の販売禁止期間が規定されているため、現時点では人民元直接投資の良い投資領域とは言えません。

不動産業界に対するクロスボーダー人民元直接投資については、商務部が関連規定に従い審査及び登録管理を行います。

審査資料

各レベルの商務主管部門は関連規定及び権限に基づき、クロスボーダー人民元建て直接投資の審査を行います。国外の投資者または外商投資企業は、外商投資法規及び関連規定に基づき関連資料を提出するほかに、商務主管部門に以下の資料を提出する必要があります。

- ▶ 人民元資金の出所を示す説明書若しくは証明文書
- ▶ 資金用途に係る説明書
- ▶ クロスボーダー人民元建て直接投資に係る状況表

出資貨幣を人民元に変更する場合、取締役会等の企業最高権力機構の決議および修正後の契約/規程/協議書を提出する必要があります。

審査権限

下記に該当するクロスボーダー人民元建て直接投資については、省級商務主管部門及び商務部の審査が必要となります。

- ▶ 人民元出資金額が3億人民元以上の場合
- ▶ 融資保証、ファイナンスリース、小口貸付、競売等の業種
- ▶ 外商投資性企業、外商投資ベンチャーキャピタル企業(以下、「ベンチャーキャピタル企業」と略称) 或いは持分投資企業
- ▶ セメント、鉄鋼、電解アルミ、造船等の国家マクロコントロールに関する業種

商務部は地方商務主管部門の関連情報および資料を受領後、5営業日以内に審査意見を提出し、地方商務主管部門は商務部の審査意見に基づき、最終的な審査手続を行います。

ベンチャーキャピタル企業に対するクロスボーダー人民元直接投資に関する管理

269号文では国外の投資者が国外の人民元を出資し、ベンチャーキャピタル企業を設立またはベンチャーキャピタル企業に増資することが奨励されており、関連手続は889号文に規定されています。ベンチャーキャピタル企業は奨励類、許可類業種に投資する場合、269号文の要求に基づき登記手続を行います。

269号文は、ベンチャーキャピタル企業が人民元で制限業種に投資する場合には、外商投資ベンチャーキャピタル企業に関する管理規定の要求に基づき、省レベルの外経貿主管部門に申請し、関連資料を提出することを重ねて言明しています。

コンプライアンス要件

クロスボーダー人民元出資の外商投資企業が年次検査の際に留意すべき事項は以下のとおりです。

- ▶ クロスボーダー人民元建て直接投資に対し、地方商務主管部門は889号文の第四条(即ち、禁止されているクロスボーダー人民元による国内直接投資活動)に基づき検査を行う。
- ▶ 地方外貨管理分局は外貨管理局の登記、銀行の入金記録及び公認会計士事務所の验资報告書の一貫性を逐一確認する。

その他の関連要件

国外の投資者によるその他の投資と同様に、クロスボーダー人民元建て直接投資を行う国外の投資者は、外商投資法規及び関連規定の要求に従う必要があります。具体的には、外商投資産業政策、合併買収活動に係る国外の投資者に対する安全審査および独占禁止審査が含まれます。



クロスボーダー人民元建て直接投資の資金管理に係る規定

外貨管理局での登記

国外の投資者がクロスボーダー人民元出資義務を履行し、或いは国内居住者に持分譲渡の対価を支払う場合、対象企業は商務主管部門が発行する人民元による出資または人民元による持分譲渡対価金の支払が明記されている許可書類等の資料を持参し、所在地の外貨管理局に外商投資企業登記または変更登記を行います。

中国人民銀行での登記

国外の投資者のクロスボーダー人民元により新規に設立または買収された外商投資企業は、営業許可書を受領してから10営業日以内に現地の中国人民銀行支店に企業情報登記を申請する必要があります。

登録を行った外商投資企業が名称、経営期間、出資方式、提携パートナー及び合資提携方式等の基本情報の変更、或いは増資、減資、持分譲渡または交換、及び合併または分割等の重大な変更が発生する場合、工商行政関連部門に変更登記、或いは届出を行ってから15営業日以内に、上述の変更状況を現地の中国人民銀行支店に申告する必要があります。

人民元資金の使用範囲

クロスボーダー人民元建て直接投資の使用範囲について、

中国人民銀行より関連規定が公布されています。その中の重要な規定には下記が含まれています。

- ▶ 国外の投資者の人民元事前費用専用預金口座、人民元再投資専用預金口座の収支範囲については、中国人民銀行の関連規定に従わなければならない。国外の投資者の人民元事前費用専用預金口座の資金を土地の入札・競売・定価販売或いは不動産購入に使用することは許可されない。
- ▶ 外商投資企業の人民元資本金専用預金口座、人民元国外借款一般預金口座に保管されている人民元資金は国家関連部門の許可経営範囲内で使用されるのであって、有価証券及び金融デリバティブ商品への投資、委託貸付による使用、理財商品および非私用不動産の購入が禁止される。非投資類外商投資企業に対しては、国内再投資への使用が禁止される。
- ▶ 外商投資企業の資本金専用預金口座における人民元資金は、その期限が一年間以内の預金口座へ移転できるが、外商投資企業の人民元国外借款一般預金口座における人民元資金の移転は禁止される。
- ▶ 外商投資企業の人民元資本金専用預金口座および人民元国外借款一般預金口座の人民元資金は国内および国外のローンの返済に使用できる
- ▶ 給与および企業の出張諸経費の支払、小口仕入または支出等の用途に使用される準備金を除いては、外商投資企業の人民元資本金専用預金口座及び人民元国外借款一般預金口座における資金を同一の口座名義の国内人民元預金口座への振替は禁止される。



現行規定によると、クロスボーダー人民元建て直接投資業務を展開するために、企業は異なる種類の銀行口座を開設する必要があります。各種の銀行口座に係る管理要求は下記の通りです。

銀行口座の種類	関連管理規定
人民元事前費用専用預金口座	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内において国外の投資者は一人当たり一つのみの人民元事前費用専用預金口座を開設でき、口座名は預金者の氏名+「事前費用」の文字で示される。 ▶ 外商投資企業の設立後、事前費用の残金は規定通り開設した人民元資本金専用預金口座に振り替えるか、または入金ルートで返金する。 ▶ 国外の投資者の人民元事前費用専用預金口座内における資金を土地の入札・競売・定価販売或いは不動産販売に使用することは禁止される。
人民元再投資専用預金口座	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 利益配分、清算、減資、持分譲渡、先行回収投資等を通じて人民元資金を獲得した国外の投資者は当該資金を国内再投資に使用する場合、人民元再投資専用預金口座を開設でき、口座名は預金者の氏名+「再投資」の文字で示される。
人民元資本金専用預金口座*	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新設の外商投資企業または登録資本金を増加した既存の外商投資企業は、人民元資本金専用預金口座を開設でき、口座名は預金者の氏名+「資本金」の文字で示される。 ▶ 人民元資本金専用預金口座の累計貸方発生額が国家関連部門の許可した、或いは届出文書に記載された金額を超えることは禁止される。 ▶ 銀行は関連法規に基づき、人民元資本金専用預金口座の利用に対する監督管理を行う。銀行が验资手続きが完了していない人民元資本金専用預金口座に対して国外送金業務を行うことは禁止される。
人民元合併買収専用預金口座[#]	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国外の投資者が人民元で国内企業を合併買収し外商投資企業を設立する場合、合併買収される対象企業の中国側株主は人民元合併買収専用預金口座の開設を申請できる。当該口座は専ら国外の投資者が振り替える人民元持分譲渡対価金の預金に使用され、口座名は預金者の氏名+「合併買収」の文字で示される。
人民元持分譲渡専用預金口座[#]	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国外の投資者が人民元で国内の外商投資企業の中国側株主に持分譲渡対価金を支払う場合、中国側の株主は人民元持分譲渡専用預金口座の開設を申請できる。当該口座は専ら国外の投資者が振り替える人民元持分譲渡対価金の預金に使用され、口座名は預金者の氏名+「持分譲渡」の文字で示される。
人民元国外借款一般預金口座	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外商投資企業登録資本金が期日通り満額で入金された後に、国外から人民元資金を借用できる。一回あたりの国外人民元借款に対し、一つのみの人民元一般預金口座を開設でき、資金の入金・送金を行う。 ▶ 外商投資企業は人民元で国外からの人民元借款の元本および利子を償還する場合、借款契約書、支払請求書および納税証明等の資料を以って直接に銀行で関連手続を行う。 ▶ 外商投資不動産企業は国外から人民元資金を借用することが禁止される。

* 上述の人民元専用預金口座は「専用口座を専門用途に使用する」という原則に基づき別々に開設されるべきであり、その他の現金受領または支払業務のための使用は禁止されます。

[#]合併買収・持分譲渡活動を完成した後に、上述の人民元合併買収専用預金口座および人民元持分譲渡専用預金口座にある資金を法律に基づいて利用することができます。

国外人民元借款

外商投資企業の国外の株主、グループ関連企業及び国外の金融機関からの人民元借款および外貨借款の総規模を合算した場合、その国外借款総額は単一企業の負債比率の制限規定に合致すべきと考えられます。

外商投資企業を受益人とする国外の機構及び個人による国内銀行への保証提供については、実際に履行した人民元金額を国外借款総額に計上します。外商投資企業の国外人民元借款が増資に使用される場合、関連借款は外商投資企業の国外借款総額に計上されません。

外商投資性企業(外商投資者による投資性企業の設立に係る商務主管部門の関連規定に基づき、国外借款限度額を計算します)及び外商投資ファイナンスリース企業(当該国外人民元借款を全てリスク資産に計上します)等の特別な外商投資企業を除いては、外商投資企業の人民元または外貨借款の総額は国家関連部門により認可された投資総額と登録資本金との差額を超過してはいけません。

国外送金

国外の投資者が取得した人民元の利益を国外に送金する場合、銀行は外商投資企業の利益処分決議および納税証明等の関連資料の審査後に直接に処理を行えます。

直接投資項目下の持分譲渡、減資、清算及び先行回収投資所得に係る外貨購入および送金の審査手続は現在取り消されているため、国外の投資者は直接銀行において申請を行うことができます。

験資書類確認

外商投資企業は公認会計士事務所に対して、国外の投資者が納付した登録資本金、出資及び持分購入から取得した人民元資金の実際払込状況に係る験資書類の証明を委託する必要があります。

銀行は直接に公認会計士事務所に対して人民元出資書類の確認書を発行することができます。

所見

国内消費を奨励するように、クロスボーダー人民元建て直接投資は人民元の貨幣価値の安定化に有利に働き、地方の経済発展を促進します。また、クロスボーダー人民元建て直接投資の実施は様々な面で国外の投資者に便益をもたらします。

- ▶ 投資通貨の柔軟性の増加
- ▶ 外貨リスクの有効的な緩和
- ▶ 人民元の直接使用による資本投資の外貨両替の簡素化
- ▶ 審査手続の簡易化および審査権限の委譲
- ▶ 国外人民元資金の活用性の強化

人民元の利用範囲を更に拡大すると同時に、金融デリバティブ商品および不動産開発プロジェクト等に対する投資制限は、国外から大量のホットマネーが金融および不動産市場等の投資分野へ流入することを防ぎ、当該市場の規律的な発展に貢献します。

近年、クロスボーダー人民元建て直接投資を規範化かつ簡易化するために、商務部、国家外貨管理局および中国人民銀行は一連の法規を発布しました。国外人民元を利用し中国国内での投資を計画している国外の投資者および外商投資企業は、申請の失敗、或いは関連規定の違反を回避するために、下記の規定に留意する必要があります。

- ▶ 禁止されている国外人民元による国内投資活動
- ▶ 準備が容易でない申請資料(例:合法的な国外人民元資金の出所の証明)
- ▶ 関連登記または変更登記の期限
- ▶ 余剰銀行決算口座の解約期限
- ▶ 銀行口座および人民元資金利用用途に関する制限
- ▶ 国外人民元の借款要件(即ち、国外から一般投資や借款と同様に、外商投資企業が国外から取得した人民元借款は負債比率に係る制限要求に合致すべきであること)
- ▶ 期日に合わせた正確な納税
- ▶ 外商投資に係る一般規定(例:国家外商投資産業政策等)

クロスボーダー人民元建て直接投資業務の展開を計画している国外の投資者および外商投資企業は、上述の一連の法規による影響および予測される投資計画への影響を考慮する必要があります。ご質問等がある場合には税務の専門家にお問合せされることをお奨めいたします。

联系我们

如阁下希望得到更多的相关信息，请与您目前接触的安永联络人或以下任何一位安永中国税务服务的主管合伙人联系。

各地区税务服务主管合伙人

- ▶ 陈翰麟（北京）
+86 10 5815 3397
henry.chan@cn.ey.com
- ▶ 夏俊（杭州）
+86 21 2228 2878
patricia.xia@cn.ey.com
- ▶ 兰东武（天津）
+86 10 5815 3389
alan.lan@cn.ey.com
- ▶ 史川（成都）
+ 86 21 2228 4306
chuan.shi@cn.ey.com
- ▶ 闫晓光（大连）
+86 10 5815 3226
samuel.yan@cn.ey.com
- ▶ 陈建荣（广州 / 厦门）
+86 20 2881 2878
rio.chan@cn.ey.com
- ▶ 陈明宇（青岛）
+86 10 5815 3381
andy.chen@cn.ey.com
- ▶ 张凡（深圳）
+86 755 2502 8383
lawrence-f.cheung@cn.ey.com
- ▶ 谭绮（上海 / 武汉）
+86 21 2228 2648
vickie.tan@cn.ey.com
- ▶ 袁泰良（香港）
+852 2629 3355
clement.yuen@hk.ey.com
- ▶ 夏燕（苏州）
+86 21 2228 2886
audrie.xia@cn.ey.com

各税务专业服务团队主管合伙人

- ▶ 田雯琦（转让定价服务）
+86 21 2228 2115
jessica.tien@cn.ey.com
- ▶ 黎颂喜（国际税务咨询服务）
+852 2629 3188
becky.lai@hk.ey.com
- ▶ 温志光（人力资本服务）
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com
- ▶ 陈子恒（财务交易税务咨询服务）
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com
- ▶ 史朗彬（间接税服务）
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

大中华区税务服务主管合伙人

- ▶ 唐荣基
+86 21 2228 6888
walter.tong@cn.ey.com

作者 - 中国税务中心

- ▶ 许津瑜
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03002356

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永（中国）企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china